熊本県告示第 957 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路	線	名		供	用	開	始	す	る	区	非	罰		延 (メ-	長 -トル)	備	考	;
				鹿本郡	植木	町大	字平	井字	井手	Ŀ									
一般県道	南	田	島							16	67番	2	地先	から		620.0		単交安	<u>.</u>
	豊	田	線	同所				字	井手	下				020.		020.0	年 又 女	^	
										13.	30番	1	地先	まで					
				鹿本郡	植木	町大	字鐙	田字	屋敷										
"	植		木							19	45 番	2	地先	から		426.0	臣立	、	,
	河	河内港線 同 所		字南原					436.0		窓	道 整	至						
										;	82 番	÷ 1	地先	まで					

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 30 日

熊本県告示第 958 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

	<u> </u>	1 - 2 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4			
道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備考	
		阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴			
主要地方道	熊本高森線	2179 番 1 地先から	7,066,0	単幹道	
土安地刀坦	熊平同林脉	阿蘇郡久木野村大字河陰字前川の上	7,066.0	半 料 垣	
		3543 番 3 地先まで			

2 供用開始する期日 平成 15 年 10 月 10 日

熊本県告示第 959 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

			***** * * * * * * * * * * * * * * * * *		*	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、	主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類	
事業別の石物及の別任地	の所在地及び代	表者の氏名	1日足平月日	尹未川街勺	ず未り性規	
多良木町訪問介護事業所	社会福祉法人	多良木町社会	平成 15 年	43000200206117	知的障害者	
球磨郡多良木町大字多良木	福祉協議会		9月18日		居宅介護	
1586 番地	球磨郡多良木町	大字多良木				
	1586 番地					
	那須 孝人					

熊本県告示第 960 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子